動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「令」という。）別表第六の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものとする。 2・3　（略）	動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「令」という。）別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものとする。 2・3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十九日

環境大臣　小泉進次郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（希少野生動植物種の加工品） **第一条の二**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第五の加工品の欄の環境省令で定める加工品は、次の表の科名の欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定めるものとする。 （略） （登録の対象となる牙） **第十条の二**　令別表第七の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第一項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げるLoxodonta africana（アフリカゾウ）に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。	（希少野生動植物種の加工品） **第一条の二**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第四の加工品の欄の環境省令で定める加工品は、次の表の科名の欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定めるものとする。 （略） （登録の対象となる牙） **第十条の二**　令別表第六の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第一項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げるLoxodonta africana（アフリカゾウ）に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

（機関登録の申請等） **第十三条**　（略） 2　（略） 3　法第二十三条第一項の環境省令で定める個体等は、令別表第二の表二に掲げる種の個体及びその加工品並びに令別表第五に掲げる器官及び加工品とする。	（機関登録の申請等） **第十三条**　（略） 2　（略） 3　法第二十三条第一項の環境省令で定める個体等は、令別表第二の表二に掲げる種の個体及びその加工品並びに令別表第四に掲げる器官及び加工品とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。